

国立大学法人東京医科歯科大学ヒトES細胞倫理審査委員会規則

平成25年8月1日
規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学ヒトES細胞の使用に関する規則(平成25年規則第87号。)第11条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学ヒトES細胞倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)におけるヒトES細胞を使用する研究のヒトES細胞使用計画(以下「計画」という。)又はその計画の変更について、科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査し、その計画の適否、留意事項、改善事項等に関して学長に対し意見を提出する。

2 委員会は、前項の審査の記録を作成し、これを保管する。

3 委員会は、ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して学長に対し意見を提出する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、本学に所属する者以外の者が2名以上、かつ、男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれているものとする。

(1) 生物学に関する有識者1名以上

(2) 医学に関する有識者1名以上

(3) 法律に関する有識者1名以上

(4) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者1名以上

(5) 一般の立場を代表する者1名

(6) その他学長が必要と認めた者若干名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号から第5号までの委員が1名以上出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員が委員会に欠席する場合であっても、あらかじめ委員長に審議事項についての意見書と当該委員の権限を議長に一任する委任状を提出した場合は、当該委員は

出席したものとして取り扱うものとする。

- 2 委員会は、審査にあたってヒトES細胞の使用を総括する立場にある使用責任者及び計画を実施する研究者に出席を求め、計画等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。
- 3 委員会は、必要があると認めた場合は委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員は、当該計画を実施する研究者、使用責任者との間に利害関係を有する者及び使用責任者の三親等以内の親族であるときは、委員として審査に参画することはできない。

（審査の判定）

第6条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意を要する。

（保存）

第7条 委員会における審査の過程の記録は、国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則（平成23年規則第50号）に基づき、5年間保存するものとする。

（公開）

第8条 委員会の構成、組織及び運営並びに議事の内容は、公開するものとする。但し、その内容が個人情報若しくは知的財産権又は研究の独創性の保護に支障が生じるおそれがあるときは、委員会の議を経て非公開とすることができるものとする。

（事務）

第9条 委員会の事務は、統合研究機構事務部において行う。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。